77 5013

Ehime Pref. Report

横林村の國民健康保険事業 as of 31 May 1950

July Monthly Stat. Report

1. 本村の面積

1. 山林　1746町0反
2. 田畑　210町3反

2. 本村の世帯主及人口

1. 世帯主　580戸
2. 人口　2898人　男1412人　女1483人

3. 本村の被保険者数

1. 國民健康保険の被保険者　2722人

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2. 健康保険関係被保険者　122人

3. 生活保護に依る者　54人

Officials 3 persons.

4. 本村直営診療所の過去1年間病態別調査

病類別	患者例数	%	病類別	患者例数	%
蛔虫症	880人	22%	結核	100人	2.5
外科的疾患(米)	840	21	心臓血圧症	92	2.3
気管支炎感冒	600	15	眼科	92	2.3
胃腸炎	360	9	腎臓膀胱症	80	1.5
耳鼻咽喉	240	6	急性傳染病 腸炎 百日咳	80	1.5
神経病リウマチス	160	4	その他及不詳	396	9.9
十二指腸虫症 鼻洋虫 横痃	120	3	計	4,000	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

※外科

病類別	%	病類別	%
濕疹	8	腟瘍	5
膿痂疹	8	肺結核(外科的特徴)	5
外傷	8	虫垂炎	4
瘰疽	7	痔疾患	3
膿瘍	6	蕁麻疹	2
乳腺炎	5	疥癬	1
蜂窠織炎	5	頸部淋巴腺結核	1
化膿創	5	ヘルニア	0.5
神経病	5	耳下腺炎	0.5
火傷	5	膿胸	0.5
筋炎	5	其の他	10.5

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

5. 保険料及1部負担金 納入成績表

1部負担金　昭和25年1月より6月迄

月別	調定額	納付額	未納率	摘要
1月	57,951.60	53,936.40	0.9%	
2月	80,880.24	66,785.04	0.8	
3月	112,165.70	97,851.60	0.8	
4月	86,769.27	70,693.56	0.8	
5月	104,740.65	82,426.58	0.7	
6月	105,719.11	85,986.25	0.8	
計	548,226.00	457,679.43	0.8	
保険料				
四期分	124,022.00	118,516.00	0.9	
人員割	80,670.00	75,360.00	0.9	
更正	123,746.00	113,692.00	0.9	
一期分	176,438.00	157,818.00	0.8	
計	504,876.00	465,386.00	0.9	

77 5013

6. 本年度予算額

保険料	812,000円	世帯主 1人当	1,624円
1部負担金	1204,000円	被保険者 1人当	430円
療養給付費	1800,000円	被保険者 1人当	642円
助産費	19,000円	1件当	200円
人件費	127,836円	被保険者 1人当	45円
保健施設費	154,700円	被保険者 1人当	55円

7. その他参考事項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

民

愛　媛　縣

保發第1035號

昭和25年10月2日

愛媛縣民生部保險課

四國民事部社會厚生課長殿

四國四縣社會保險事務協議會開催について

9月12日付媛第952號にて御通知申し上げた標記協議會を下記によつて開催致しますから係官の御派遣をお願いします。

記

1. 日　時　昭和25年10月10日　自午前9時 至午后4時
2. 場　所　松山市二番町　支拂基金事務所　會議室
3. 協議事項　別冊の通り

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

愛保發第三九六號

昭和二十五年四月十日

愛媛縣民生部保險課長

四國民事部社會厚生課長　殿

社會厚生課要請の報告

四半期毎の計畫及び目的の報告について

別紙の通り報告します。

愛媛縣

77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

昭和25年4月5月、6月中に於ける保険課弘報活動計画及び目的書

月別	計画事業	弘報活動の目的
4月	県厚生委員、町村農長会の評議員会並に保険者代表者	国保運営中の町村長の国保再建に係りての協議会
	社会保険診療協議会	保険医の任免及診療に対する指導監督に関し審議し又被保険者に対する適切な診療及び適正な診療報酬に関し保険医に対して公報宣伝を行う
5月	四国四県社会保険ブロック会議	社会保険について意見交換
	国保指導委員打合会	（徳島県に於て） 国保再建振興運動に対する指導打合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

6月	健康保険、厚生年金保険事業元打合会	国保再建振興運動に対する指導打合並に宣傳
	休止国保、保険者の再建指導	指導委員を主体としてまに赤豫方面の指導

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六

保發第三六二號

昭和二十五年四月四日

愛媛縣民生部保險課長

四國民事部社會厚生課長殿

標記統計表1950年3月分別紙の通り報告します。

愛媛縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

社会保険統計　昭和25年3月分　愛媛縣

(1) 健康保険及び厚生年金保険

(A) 政府管掌及び組合管掌の事業所数被保険者数

(a) 健康保険

区分	事業所数	被保険者数	備考
政府管掌	2.242	44.242	
組合管掌	9	32.616	
合計	2.251	76.858	

(b) 厚生年金保険

	2.316	84.368	

(B) 保険金及びその他給付金を受けている者の数及び支拂高

(a) 健康保険

区分	給付金受給人員 当月分	給付金受給人員 累計	支拂金額 当月分	支拂金額 累計	備考
政 被保険者	444	8.934	1.177.743.00	19.982.138.94	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

府管掌	被扶養者	601	11.373	577.494.50	8.015.350.35	
	計	1.053	20.307	1.755.237.50	27.997.489.29	
組	被保険者	5.186	78.358	3.922.074.34	49.785.988.98	
官掌	被扶養者	6.756	70.965	2.544.167.90	25.002.150.05	
	計	11.942	149.323	6.466.242.24	74.788.139.03	
計	被保険者	5.630	87.292	5.099.817.34	69.768.127.92	
	被扶養者	7.365	82.338	3.121.662.40	33.017.500.40	
	計	12.995	169.630	8.221.479.74	102.785.628.32	

⑥ 厚生年金保険

	381	2.171	1.210.210.91	6.057.894.08	

C、徴収済の保険料

② 健康保険

区分	調定済額	収入済額	収入歩合	備考
政府管掌	117.106.945.90	94.248.766.14	80.4 %	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

組合管掌	162,513,294円	154,350,448.36	95.0 %	
合計	279,620,240.70	248,599,244.50	89.1 %	

(b) 厚生年金保険

	144,062,344.60	67,444,775.77	84.4 %	

(2) 船員保険

A. 船舶数及び被保険者数

区分	船舶数	被保険者数	備考
汽船	67	535	
漁船	217	699	
機帆船	18	107	
その他	44	98	
合計	346	1,439	346 217 129

B. 保険金及びその他の給付金を受けている者の数及びその支拂高

区分	給付金受給人員 当月分	給付金受給人員 累計	支拂金額 当月分	支拂金額 累計	備考

被保険者	619	2,407	947,802.50	5,383,448.42	失業保険を含む
被扶養者	99	330	25,787.00	264,650.00	
計	718	2,737	973,589.50	5,648,098.42	

(C) 徴収済の保険料

区分	調定済額	収入済額	収入歩合	備考
	8,670,313.70	7,194,399.20	83.0 %	

(3) 國民健康保険

(A) 保険者又は被保険者数

区分	保険者	被保険者	備考
市町村	66	267,460	
組合	157	873,875	
代行法人	10	49,108	
計	233	1,190,443	

(B) 當月中に設立せられたる市町村又は組合数

77 5013
DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

C, 厚生省に提出したる国庫補助申請

補助の種類	申請数	摘要
一般補助		
特別補助		
計		

4, 審査官及び審査委員会

A, 保険審官の受理したる審査請求件数

2件

B, 審査請求に對する措置

イ, 請求人の申立の通りとするもの　1件
ロ, 請求人の申立を立てなりもの　1件

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(5) 社会保険診療状議会

(A) 活動状況

な　し

(6) 社会保険診療報酬支拂基金事務所

(A) 取扱件数

47,585件

(B) 診療報酬審査委員会の査定件数の割合

区分	審査件数	査定件数	歩合	備考
	44,414	3,171	7.13 %	

(C) 遅滞せる預託者割合

預託すべき事業所数	117	預託済の事業所数	30	歩合	39.0 %

(D) 支拂金高、経営費及び基金本部へ送金したる金額

区分	支拂金高	経営費	送金高	備考
	2,342,453.24	449,716.00	0	—

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

寫

Petition
陳情書

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

宮和病院の設立につき陳情

宮和病院の設立に罪し石城村協力委員会は村長
詳細なる報告を受け尚ほ多方面に亘つて資料を
蒐集しを記の事実を確認した

第一 石城村民は挙つて病院の設立に反対である事
（ピース）壱個の負担に過ぎないと称して村民の同意
を求めて置きながら補助金の著しき減額や赤字
の危険負担が豫想せられるようになつた事など重大な
事項に付何等諒解を求めず報告をも行はなかつた
といふ不平に脅迫する

第二 病院事務所村組合の組織運営其の他病院の
設立に罪する諸般の手続は着々進められ病院の建
設は最早中止し難いと見られる所まで行きついて居

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三、一、左ノ事項ニ付キ村会ノ議決ヲ経ル為メ考究決議ヲ経ケ
ル事
二、村会ノ議決ヲ以テ石城村ノ最後通告ヲ突キツケタル其ノ趣旨ヲ
開イテ公ケ迄ノトコロ大作ニ至リ此ノ間題ノ解決ニ一転ノ困難ヲ加ヘタル事
三、村会ノ議決ヲ以テ石城村ノ最後通告ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
四十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
五十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
六十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
七十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
八十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
九十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百二十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百三十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百四十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百五十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百六十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百七十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百八十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
百九十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百二十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百三十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百四十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百五十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百六十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百七十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百八十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
二百九十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百二十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百三十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百四十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十三、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十四、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十五、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十六、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十七、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十八、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百五十九、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百六十、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百六十一、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ付多大ノ急念ヲ生ム
ル事
三百六十二、村会ノ議決ヲ以テ運営ニ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

賦課は寧に驚くべきものがあるので村民の忍従は最早
頂点に近さと思はしめる尚をその上に石城村には中学校
建築の大事業と目前に控へ其の財源の捻出に怨命
の場合である此の時此の折病院の設立を急ぐは妥
当でない

三病院の設立と其の建合なる發達については石城村は地
元宮和町民の病院反対の聲に多大の關心を寄せて
居るので組合議会に於ても聖告を發し病院設立の
困難を主張したのであるが宮和町代表は町民の動揺
を輕視し聖告とも一蹴し来った然るに宮和町の現状
は町代表の観測に反し病院問題につながる町長の
解職要求は遂に法定数を超へる署名を得たと
傳へられる斯かる情勢の下にあって病院の設立を敢行
するは妥当でない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四、保健衛生施設の普及充実は勿論必要と考へる
が組合病院を建てるとすれば東宇和西部の場合に
於ては少くとも六、和六ヶ町村を区域として計畫さる
べきであつて現計畫の多田村、田之筋村、下宇和村
を除外して居るのは甚だ遺憾である 寧ろ現計
畫は一應之を清算して六ヶ町村の組合立を目標と
して再出發すべきであると考へる
以上四項目に亘る協力要望の意見は要するに本病
院の設立は事業経營の最大要件である人和を缺ぎ
且つ地方経濟の消長と遊離した行方であり而も根
本的に大綱を誤つた点もあるので此の場合法條に捉は
れたり一度定まつて居たからとふやうな焦げつきた
考を捨てゝ其の設立を見合はすべきではなからうか
と云ふ事に帰着する

愛媛縣東宇和郡石城村役場

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

石城村の理由もなく單に横に寝たといふかぬき宣傳の
或はありはしないかと一應顛末を具陳し然るべきら
指導をお願ひ致します

昭和二十五年二月二十日

宇和病院設立石城村協力委員会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

			65/100	20/100	15/100
創設費	補助	起債	宇和町	石城村	中川村
1200万円	400万円	500万円	195万円	60万円	45万円
			8,300人 1750世帯	3,900人 550世帯	2500人 490世帯
(申請は1308万円)			一世帯当り 1,100円	1,000円	910円

750万円　250万円　500万円

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

愛　媛　縣

保發第202號

昭和25年3月3日

愛媛縣民生部保險課長

四國民事部社會厚生課長　殿

社會保險統計報告について

社會保險統計表1950年2月分別紙の通り報告する。

77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

社会保険統計

昭和45年 2月分 愛媛県

(1) 健康保険及び厚生年金保険

(A) 政府管掌及び組合管掌の事業所数被保険者数

ⓐ 健康保険

区分	事業所数	被保険者数	備考
政府管掌	2,240	44,479	
組合管掌	1	32,963	
合計	2,241	77,442	

ⓑ 厚生年金保険

2,314	84,681	

(B) 保険金その他給付金を受けている者の数及び支拂高

ⓐ 健康保険

区分		給付金受給人員 当月分	給付金受給人員 累計	支拂金額 当月分	支拂金額 累計	備考
政	被保険者	1,448	5,450	2,833,683.95	10,804,385.44	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

府管掌	被扶養者	8P4	10.764	826.700.00	7.437.855.85	
	計	2.042	1P.254.	3660.383.P5	26.242.251.7P	
組合管掌	被保險者	P.077	73.172	5.507.258.01	45.P63.P14.64	
	被扶養者	7.487	64.20P	2.588.84P.15	22.457.P82.15	
	計	16.564	137.381	8.096.107.16	68.421.896.79	
計	被保險者	10.225	81.662	8.340.P41.P6	64.768.310.5P	
	被扶養者	8.381	74.P73	3.415.549.15	2P.8P5.838.00	
	計	18.606	156.635	11.756.491.11	P4.664.148.59	

(b) 厚生年金保險

	119	1.790	477.696.01	4.847.683.17	

C, 徵收済保險料

(a) 健康保險

区分	調定済額	収入済額	収入歩合	備考
政府管掌	104,892,325.00	80,790,339.00	77.00 %	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

組合管掌	145,087,251.52	134,479,349.02	92.60 %	
合計	249,981,576.52	215,269,688.02	82.25 %	

(b) 厚生年金保険

	130,742,819.00	114,518,247.00	87.54 %	

(2) 船員保険

A. 船舶数及び被保険者数

区分	船舶数	被保険者数	備考
汽船	67	557	
漁船	19	110	
機帆船	201	695	
その他	44	98	
合計	339	1,460	

B. 保険金及びその他の給付金を受けている者の数及びその支拂高

区分	給付金受給人員 当月分	給付金受給人員 累計	支拂金額 当月分	支拂金額 累計	備考

77 5013

被保険者	249	1,788	714,800.85	4,435,645.92	失業保険を含む
被扶養者	/	231	/	238,863.00	
計	249	2019	714800.85	4,674,508.92	

(C) 徴収済の保険料

区分	調定済額	収入済額	収入歩合	備考
	7,674,458.70	6,381,119.20	83.01%	

(3) 國民健康保険

(A) 保険者及び被保険者数

区分	保険者	被保険者	備考
市町村	66	266,584	
組合	157	592,597	
代行法人	10	49,092	
計	233	1,158,273	

(B) 當月中に設立せられた市町村又は組合数

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 71 5013

な　し

C) 厚生省に提出したる国庫補助申請

補助の種類	申請数	備考
一般補助		
特別補助		
計		

4) 審査官及び審査委員会

A) 保険審査の受理したる審査請求件数

件

B) 審査請求に対する措置

71 5013

(5) 社会保険診療報酬支払基金事務所

(A) 取扱件数

42,274	件

(B) 診療報酬審査委員会の査定件数の割合

区分	審査件数	査定件数	歩合	備考
	38,021	2,342	17.04 %	

(C) 遅滞せる預託者割合

預託すべき事業所数	124	預託済の事業所数	46	歩合	37.0 %

(D) 支払金高、経営費の基金本部へ送金したる金額

区分	支払金高	経営費	送金高	備考
	16,870,819.69	467,822.50	488,524.00	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

保発第二三八號

愛媛縣民生部保険課長

四三民事部北今厚生課長殿

北今保険統計報告について

北今保険統計表別紙の通り送付致します

尚本表は一九四九年十二月三十一日現在のものであり本報告の確実を計るため各々一ヶ月を遅延して報告するものであります

愛媛縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

社會保険統計　　昭和二七年一月分　　愛媛県

(1) 健康保険及び厚生年金保険

政府管掌及び組合管掌の事業所数被保険者数

(A) 健康保険

区分	事業所数	被保険者数	備考
政府管掌	2,207	44,382	
組合管掌	9	32,977	
合計	2,216	77,359	

厚生年金保険

事業所数	被保険者数	備考
2,282	54,712	

(B) 保険金及びその他給付金を受けている者の数及びその支拂高

健康保険		給付金受給人員 当月分	累計	支拂金額 当月分	累計	備考
政府管掌	被保険者	1,155	7,342	3,771,431.80	15,470,711.00	
	被扶養者	1,303	8,870	1,566,197.45	6,611,155.85	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

掌	計	3.362	17.212	5.337.62P.25	22.581.867.84
組合管掌	被保険者	576	3.876	PP2.765.00	7.071.753.00
	被扶養者	1.005	8.358	85P.860.00	6.4P8.63P.00
	計	1.581	12.227	1.852.625.00	13.570.3P2.00
計	被保険者	2.135	11.218	4.764.1P6.80	23.042.464.PP
	被扶養者	2.808	18.221	2.426.057.45	13.10P.714.85
	合計	4.P43	2P.43P	7.1P0.254.25	36.152.25P.84

厚生保険	当月分	累計	当月分	累計	備考
	237	1.671 ~~P67.23P.P6~~	967.239.96 ~~1.671~~	4.36P.P87.16	

政府管掌	健保	[illegible]	[illegible]	73.2 〃
	厚生	117.3PP.P64.10	10.1.588.26P.72	84.5 〃
組合管掌	健保	138.205.614.00	127.044.267.00	P1.P 〃
合計		348.434.466.50	2P8.465.84P.51	85.5 〃

(2) 船員保険

(A) 船舶数及び被保険者数

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

区分	船舶数	被保険者数	備考
汽船	65	541	
漁船	18	115	
機帆船	206	617	
その他	42	18	
合計	331	1451	

(B) 保険金及びその他の給付金を受けてゐる者の数及びその支拂高

区分	給付金受給人員 当月分	給付金受給人員 累計	支拂金額 当月分	支拂金額 累計	備考
被保険者	32P	153P	840,775.75	3,720,845.07	失業保険金を含む
被扶養者	31	231	283P5.00	238,863.00	
計	360	1,770	86P150.75	3P59,708.07	

(C) 徴收済の保険料

調定済額	6,6P8,314.70	收入済額	5,762,154.20	收入歩合	86.02%

(3) 国民健康保険

愛媛縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

(A) 保険者及び被保険者数

区分	保険者	被保険者数	備考
市町村	66	266,497	
組合	157	892,210	
代行法人	10	49,063	
計	233	1,187,770	

(B) 当月中に設立せられたる市町村又は組合数

(C) 当生者に提出したる国庫補助申請

補助の種類	申請数	備考
一般補助	0	
特別補助	3	
計	3	

(D) 審査官及び審査委員会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

(A) 保険審査官の受理したる審査請求件数

3件

(B) 審査請求に対する措置

請求人の申立はたゝないもの　2件

本人の申立通りとするもの　1件

(5) 社会保険診療協議会

活動状況

なし

(6) 社会保険診療報酬支払基金事務所

(A) 取扱件数

38／88件

(B) 診療報酬審査委員会の査定件数の割合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

審査件数	34,188	査定件数	5,428	歩合	11.1%

(C) 遅滞せる預託者の割合

預託ある事業所数	102	預託済の事業所数	15	歩合	14.7%

(D) 支拂金高 経営費及び基金本部へ送金したる金額

支拂金高	27,157,362.55	経営費	481,350.69	送金高	0

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F.C.R
I.R.
G.Y.
File

Social Sec. Report
GDPW

18 February 1950

Date: 11 February 1950
To: Legal & Government Section Chief,
Shikoku Civil Affairs Region
From: Ehime Prefectural Local Section Chief

SUBJECT: Concerning Recall Against Mayor of Uwa-town

The reason of recall against Mayor of Uwa-town, which was already reported in the monthly report, is described in the attached documents.

The term of the signature-gathering movement calling for recall of Mayor of Uwa-town was one month from 10 January to 9 February.

As the result of the movement, the number of signers reached 1,750 exceeding 1,556 or legal quorum that is one-third of the total number of voters.

The list of signers, which was submitted by representaives of the movements to the Election Management Committee of the town, is now under examination by the Committee in contrast with the election list.

On the other hand, Mayor of Uwa town stated that there were many different points between the reasons of recall against him and the facts. He further stated that 30-40 percent of all signers were asked to sign for another.

Date: 10 January 1950
To: Tomoki SHIMAIWA, chairman of the Uwa-cho Election Management Committee
From: Yasaburo KIKUCHI, Tokie MATSUOKA
(Representatives of recall movement against Mayor of Uwa town)

SUBJECT: Concerning Recall of Mayor of Uwa town

Reasons of Recall Against Mayor of Uwa town

We demand Mayor of Uwa town to resign from his post now that we have confirmed his fraudulent and arbitrary administration mentioned below, despite he should strive a s a mayor elected by the town people for establishing autonomic government and promoting the welfare of people on the basis of the government by the public opinions.

1. Concerning construction of Uwa-cho General Hospital

a. It is against democratic government that the town authorities was contemplating to construct a hospital by submitting to the town assembly a bill compiled by a petition which was made by a specific group and signed by officers concerned. Mayor should take responsibility for it.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

b. The construction of the hospital was scheduled as an undertaking spreading over the three terms, and total estimates of the construction works were 20 million yen. In spite of this fact, the authorities announced that the estimates were 12 million yen, and that the whole works would be completed by imposition of 1,100 yen upon each household of thetown on an average.

The authorities also did not clarify its attitude as for the floatation of loans and the purchase expenses of site of hospital.

This is absolutely a fraud.

c. We requested the town authorities to decide the construction of the hospital by general voting of the people, according to the Legal Section Chief's opinions of Ehime Civil Affairs Team. But our request was refused. This is apparently autocratic government ignoring the rights of the people.

d. When people's opinions demanding the suspension of construction works of hospital was making it impossible to carry out the plan, officers concerned held a meeting. At the meeting, they interpreted the recommendation of Public Welfare Chief, Ehime CA Team as an absolute order, and threatened the people as if his recommendation on the construction of hospital had been an absolute order by the Civil Affairs Team. In spite of this fact, the authorities did not give any warning to them. On the contrary, the public opinions were oppressed by the authorities. This is apprarently tyrannical government.

e. The people in this town were being agitated over the problem concerning construction of hospital for a long time since its plan was announced.

Mayor must take grave responsibility for it.

2. Concerning collection of Community Chest funds - a concert was given under the sponsorship of the town authorities in order to collect the Community Chest funds for the 1949 year. The proceeds of the concert were about 41,000 yen, and on the other hand about 36,000 yen of expenses were disbursed, the authorities announced.

It was also announced that about 5,000 yen of net proceeds by the concert were donated for the Community Chest. But some people who were cooperating with the town authorities in holding the concert protested against the authorities as there was a room to doubt about the net proceeds of the concert. Afterwards, the authorities announced again that a donation for the Community Chest by the proceeds of the concert was increased to about 8,600 yen.

A fact the town authorities were abusing theproceeds of the concert which wasgiven for the purpose of collecting the Community Chest funds shows that the administration of this town is at the zenith of corrupt government.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3. Concerning accusation by town people - The authorities forget to write the carrying forward of about 600,000 yen into a statement of accounts for the 1948 fiscal year. A citizen of this town criticized the authorities about this fact. Then he was accused by Mayor, who was instigated by some town assemblymen, on suspicion of having defamed Mayor's character. On the contrary, he took legal proceedings against Mayor on the charge of calumny, as Mayor's accusation against him was groundless.

We believe that such a thoughtless person cannot win the confidence of the people as mayor of this city. We hereby demand the recall of Mayor of Uwa-cho, Higashiuwa-gun, Ehime prefecture, in compliance with Item 1 of Article 81 of the Local Autonomy Law.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

保第十八號

昭和二十五年二月十三日

愛媛縣民生部保險課長

四国民事部社会事業課長殿

愛媛縣町村会定例評議員会に於ける国民健康保險趣旨普及啓蒙について

二月十日開催された町村会定例評議員会に臨席して国民健康保險趣旨普及啓蒙いたしました状況を左記及別紙添へ報告します。

記

出席者

愛媛縣各郡ノ町村会長

(評議員会長近藤広仲外十一名)

保險課長　奥田義政

連合会副理事長　石井朝一　(評議員兼出席)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

状況（関係外務計事項省略）

一、宇摩郡（石井氏）より

1. 現在の国保事業の困難性を訴へた
2. 困難なる事業ではあるが社会的に必要なる制度であることを強調した
3. これが打開策は事務費全額補助を実現せられたい
4. 地方自治の本旨に基き縣は本事業の重要性に鑑み一層の努力と補助に努められたい

一、保険課長

1. 国庫補助金の現行及今後の見透しについて
2. 縣費補助金の現行及今後の行方について
3. 社会保障制度審計会に於る保険税試案等について

以上の説明をなし国保事業再建を促した

一 成果

本会議に於て全員可決をもって国民健康保険を行う町村関係者の縣費補助金増額運動を執行することに極めた 右は縣予算を監理してゐるものに対する警告と反すると共に縣政の重要部門たる国民健康保険行政に光明をあたえるものと確信する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和二十五年二月十日

愛媛縣町村會

定例評議員會協議事項

一、全國町村會定期総會報告

1. 出席者・會長近藤廣仲・評議員佐々本吉久・埜下宗一

2. 本縣提出議題

(一) 電気税・鉱産税・木材引取税は市町村税とするよう要望

(二) 六・三制経費の國庫補助増額等に関する要望

(三) 國民健康保険の経費大幅乃至全額國庫補助要望

(四) 市町村吏員健康保険組合全國連合会結成要望

(五) 甘藷類の政府買入存置方要望

(六) 系統町村会の政治力結集のため都道府縣会長中より数名を参議院に送るよう要望

3. 本総會の中心課題は「電気税」「参議院議員選挙」の二題

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、健康保険組合並に恩給組合について

ハ、市町村吏員健康保険組合の昭和二十五年度予算

ニ、町村吏員恩給組合の昭和二十四年度更正予算

三、天皇陛下奉迎について　　宇摩郡提出

四、電気事業再編成について　　上浮穴郡提出

五、國民健康保険に対する國庫並に縣費補助について　　宇摩郡提出

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

六. 愛媛縣監察保護協會助成について

七. 昭和二十四年産米の供出事情について

八. 本會定期總會開催時期について

九. 八重垣寮について

十. 其の他

ノ. 系統町村會の政治力結集のため都道府縣會長中より數名を參議院に送るの件

愛媛縣司法保護協會提出

食糧課提出

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

事業概況

昭和二十五年一月

愛媛縣民生部保険課

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(上) 職員一覧表

（二月十日現在）　愛媛縣保險課

職名	氏名	年令	備考
課長	奥田義政	四一	
主事	泉祐三	四四	
〃	友近貞太郎	四八	
〃	弓達清	三六	
〃	加藤忠義	三八	
〃	八木暑志	三九	
〃	船木通信	三三	
〃	池田勝友	四六	
〃	古連政一	五四	
〃	渡部光正	二六	
〃	御葉武夫	三一	
〃	白石勇作	二七	

職名	氏名	年令	備考
保険審査官	私大卒	四	勤務狀況良好
主任	中学中退	七	学歴
保険係長	中卒	一三	勤務年数
給付係長	〃	五	現在地勤務年数 一四年八月
資格係長	青年学校卒	一〇六	保険課勤務年数 八年三月
徴收係長	中卒	八六	保険課勤務年数 一四年六月
保険料滞納処分	新制中卒	二七	保険課勤務年数 九年二月
船員保険	農業補習学校卒	八八	保険課勤務年数 五年六月
国民保険	夜間中学中退	一〇七	保険課勤務年数 五年四月
船員保険	高商中退	五六	保険課勤務年数 五年二月
給付事務	中卒	六九	保険課勤務年数 五年二月

職名	氏名	年令	備考
事務員	地方事務官（二級）		勤務狀況良好
〃	〃		学歴
〃	地方事務官（三級）		勤務年数
〃	〃		現在地勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数

職名	氏名	年令	備考
主事	主事（三級）		勤務狀況良好
〃	〃		学歴
〃	〃		勤務年数
〃	〃		現在地勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数
〃	〃		保険課勤務年数

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

Inf. & Infor

3	4	2	1	1	1	4	3	3	1	4	5	6	5
資格事務	保險料收納	給付事務	〃	会計事務	庶務	保險料徴收	〃	資格事務	会計事務	保險料徴收	国民保険	組合事務	国民保険
六	九	一三	五	一二	五	三	〃	〃	三	七	一〇	四	一
〃	〃	〃	中卒	高女卒	第二高等三年修	〃	〃	〃	〃	中卒	学院卒	〃	〃
二四	三八	二一一	三二	八八	四四	八五	五七	七四	二一一	五〇	二四	二五	三六
三四六六	三四六六	三五六五	三五六五	四一〇五	四二二三	四二二三	四三四四	四三四四	四四六八	四七二七	四五九六	四八六三	四八六三
〃	〃	〃	地方事務官	主事	〃	〃	〃	地方事務官	主事	地方事務官	主事	〃	〃
相原恵	泉伊佐男	朝野武敏	藤井達夫	鎌田久子	井上喜永	野村耕平	高市俊一	柳原孝良	木村功	宇都宮泰三	柏沢春慶	村上昇	三好武雄
二三	二三	二三	二三	二九	二九	三三	二三	二四	二四	二九	三一	四〇	三七

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

保険料徴収	保健婦指導	給付事務	下B	文書收発	資格事務	給付事務	保険料収納	保険料算定	下B	給付事務	資格事務	会計事務	
一	欠	〃	一	休					休				
二	七	二大	五三	一七	九	〇	八	一九	二六九	大	古	二七	一
〃	尋小卒	高女卒	尋小卒	新女卒	〃	〃	〃	中卒	中卒	〃	〃	〃	〃
二九	七	二	九一二	四四	五四	五四	五一	二四	三四	一九	二二	一九	一九
三二七五	五七六〇	三八〇	三七七二	三五六五	三五六五	三五六五	三五六五	三四六六	三三六九	三〇九六	二七五	三〇九六	三〇九六
〃	〃	雇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
安井定行	上田正十	香田カツ子	野本ヨシノ	高橋節子	阿部登子	宇加川ハルミ	前田耀子	石橋弘文	伊藤敬	野本弘志	大西照明	戸井田忠	船島宇雄
二二	四八	三九	三八	二五	二一	二三	二一	二〇	二三	二〇	二一	二〇	一八
			長期休養者						長期休養者				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

1	1	3	2	2	2	3	1	1	3	2	2	3	
〃	給付事務	〃	資格事務	国民保険	タイピスト	文書収発	資格事務	給付事務	〃	〃	資格事務	船員保険	合計事務
一三	中卒	〃	一一	一二	八	五	〇	二	〃	〃	二	九	三
大	一四	一九	八	一四	一五	一五	二	七	一〇	一〇	一〇	一九	一一
三〇九	三〇九	三〇九六	三〇九大	三〇九	三〇九	三〇九	三〇〇九	三〇〇九	二九二大	二九二大	二九二六	二九二五	二九二大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
本郷弘久	山田護朗	森岡かず子	平岡忠政	阿波井弘一	白石恭子	西山文雄	武智重忠	皇船寛	兼井整二	吉田一政	忽卯敏夫	花川ヒサ子	森田学
二四	二三	二〇	一九	二一	一九	二二	一九二	二六	二〇	二一	二〇	一九	一九

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

4	3	2	1	4	3	1	3	4	1	2	3	1	3
保険料算定	資格事務	給付事務	保険料收納	会計事務	保険料算定	資格事務	船員保険	資格事務	保険料收納	国民保険	資格事務	会計事務	国民保険
四	一二	六	五	一六	一	〇	〇	〇	欠一	〇	一〇	九	六
高女卒	簿記卒	高女卒	〃	〃	〃	中卒	〃	〃	〃	〃	高女卒	国民学校卒	高女卒
一〇	二五	一八	一六	一六	一四	四	三	二	三	二	一〇	一三	一〇
二九二六	二九二六	二九二六	二九二六	二九二六	二八四四	二八四四	二八四四	二八四四	二八四四	二八四四	二八四四	二七六五	二七六五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
岡田緑	長岡トシ子	渡辺敏子	山本嘉代	横山美子	上田照子	芳野淳夫	友沢淳	中島昭徳	田所叡	重野吉一	成松万寿美	新田ツル子	渡部慶子
二二	二一	一八	一九	一七	一九	二〇	二二	二一	一八	二三	二〇	一九	一九

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

資格事務	保険料算定	〃	〃	〃	会計事務	資格事務	保険料收納	文書收発					
〃	〃	〃	新卒	〃	〃	中卒	高卒	同民学校卒	高小卒	国民学校卒	高小卒		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
高取良江	鳥谷幸子	石田進	大沢信義	森岡勤	大久保淳子	岡田貴志子	山新吉	石崎光子	笠井タケ子				
一八	一大	二〇	一〇	一八	一八	一七	二〇	一〇	三〇				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

(二) 退職者名簿

愛媛縣

氏名	職名	退職年月日	退職事由	備考
宇佐美昭子	雇	二四、三、三一	病気	
森貞孝	地方事務官	二四、大、二五	死亡	
梶野眞平	主事	二四、七、二八	今治市へ轉勤のため	
永木和子	雇	二四、八、一	行政整理	
東船義一	地方事務官	二四、八、二〇	轉職のため	
井口恒子	雇	二四、八、二五	病気	
安永清重	〃	二四、九、一七	〃	
高垣不代子	〃	二四、九、二〇	結婚のため	
篠崎太郎	地方事務官	二四、九、二〇	行政整理	
門屋緑	雇	二四、一〇、六	自己便宜	
小山トミ子	〃	二四、一〇、一〇	〃	
堀沢シゲ子	〃	二四、一〇、二四	結婚のため	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二四一下四	〃	吉松美代子	東京都轉居のため
二四一千一	〃	技松喬	轉職のため

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

愛媛縣

健康保険 事業所数 被保険者数 平均報酬月額 一覧表

月別	事業所数	被保険者数 男	被保険者数 女	被保険者数 計	平均報酬月額 男 円	平均報酬月額 女 円	平均報酬月額 計 円
24年11月末日	2.199	30.875	13.567	44.442	5.839.709	3.036.596	4.983.990
24年12月末日	2.207	30.884	13.498	44.382	5.849.501	3.039.191	4.994.795
25年1月20日	2.211	30.901	13.456	44.357	5.940.374	3.069.820	5.069.572

actual 25 dec. = 325 — 1/4 = 81.

781

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 71 5013

愛媛縣

厚生年金保険 事業所数 被保険者数 平均報酬月額 一覧表

月別	事業所数	被保険者数 男	女	坑	計	平均報酬月額 男 円	女 円	坑 円	計 円
24年11月末日	2,273	57,947	25,416	1,620	84,982	6,007.524	3,361.371	7,206.481	5,231.182
24年12月末日	2,284	57,746	25,351	1,615	84,712	6,038.941	3,388.116	7,209.478	5,271.750
25年1月20日	2,286	57,644	25,355	1,611	84,610	6,066.945	3,411.655	7,268.156	5,284.108

162

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

保険料徴收状況

（愛媛縣）昭和25年1月19日現在

種別	徴收決定額	徴收済額	徴收未済額	徴收歩合
健康保険	92,828,888.40	75,412,318.24	17,416,570.16	81.2%
厚生年金保険	117,399,964.10	105,338,346.12	12,061,617.98	89.7%

備考

徴收決定額は昭和24年11月分までとす

Every three months collection have been made
However due to poor result frequent visits are
scheduled

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

財産差押件数

昭和25年1月20日現在

差押件数	処理済件数	未処理件数
173件	39件	134件

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDO 715013

健康保險收入支出狀況表

月別	收入	支出	歩合	差額
9月	11,448,096,70	13,918,483,75	0,82251	−2,470,387,05
10月	12,347,843,70	10,186,166,80	1,21221	2,161,676,90
11月	12,105,183,10	14,354,313,95	0,84331	−2,249,130,85

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

愛媛縣

一般診療報酬明細表

被保険者の部

月別	決定件数	日数		費用額	
		總数	一件当り	總金額	一件当り
9月	9,416	85,996	9.132	7,146,147.00	758.93
10月	~~6,779~~	62,148	7.933	5,090,203.10	750.87
11月	9,356	88,186	9.425	7,569,806.80	809.08

被扶養者の部

9月	6,641	45,230	6.810	2,077,941.00	312.89
10月	4,573	28,927	6.325	1,244,417.50	272.12
11月	7,144	48,892	6.843	2,161,184.00 ~~24~~	302.51

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 71 5013

歯科診療報酬明細表

被保険者の部

月別	決定件数	日数 総数	日数 一件当り	費用 総金額	費用 一件当り
9月	1726件	9,600	5.561	1,365,158.00	790.93
10月	1528件	7,854	5.126	1,183,600.00	774.60
11月	1702件	9,132	5.365	1,420,503.00	834.60

被扶養者の部

9月	855件	2,711	4.849	228,887.50	409.45
10月	554件	2,655	4.792	214,459.00	387.11
11月	655件	2,969	4.532	248,268.00	379.03

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 112013

愛媛縣

被保険者の部

月別	決定件数	日数		費用額		
		総数	一件当り	総金額		一件当り

昭和二十四年　健康保険診療報酬状況表

月別	一件当り点数			一日当り点数			一件当り点数			被保険者一人当り羅病率		
九月分	日数	143,537	7,823	点数	1,321,716.2	9,208	点数	1,321,716.2	72,044	件数	11,142	0,251
	件数	18,342		日数	143,537		件数	18,342		被保険者	44,417	
拾月分	日数	101,564	7,560	点数	929,452.9	9,151	点数	929,452.9	69,186	件数	8,307	0,185
	件数	13,434		日数	101,564		件数	13,434		被保険者数	44,802	
拾壱月分	日数	149,179	7,911	点数	1,391,067.3	9,325	点数	1,391,067.3	93,769	件数	11,058	0,248
	件数	18,857		日数	149,179		件数	18,857		被保険者数	44,442	
11月		655件		2,969	4,532			248,268.00				1,379.43

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和二十四年　一般歯科診療報酬状況表　愛媛縣

月別	種別	件数	点数	一件当りの点数	日数	金額
9月	一般	16,057	1,139,413.8	70,960	131,226	9,224,088.00
	歯科	2,285	182,302.4	79,782	12,311	1,594,045.50
9月計		18,342	1,321,716.2	72,059	143,537	10,818,133.50
10月	一般	11,352	767,996.3	67,652	91,075	6,334,620.60
	歯科	2,082	161,456.6	77,548	10,489	1,398,059.00
10月計		13,434	929,452.9	69,186	101,564	7,732,679.60
11月	一般	16,500	1,199,864.7	72,719	137,078	9,730,990.80 ~~8,990,309.80~~
	歯科	2,357	192,202.5	81,545	12,101	1,668,771.00 ~~2,409,452.00~~
11月計		18,857	1,391,067.2	73,769	149,179	11,399,761.80
平均	一般	14,636.333	1,035,758.2	70,766	11,9,379 ~~359,379~~	8,429,899.80 ~~8,183,006.13~~
	歯科	2,241.333	178,653.8	79,708	11,633	1,553,625.16 ~~1,800,518.83~~
	計	16,877.666	1,214,787.6	71,934	131,426	9,983,524.96

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

昭和廿四年 一般歯科診療報酬比較表

月別	件数 計	診療別	件数 内伏	件数 歩合	点数 計	診療別	点数 内伏	点数 歩合
九月分	18.342	一般	16,057	0.8752	1,321,716.2	一般	1,139,413.8	0.8619
		歯科	2,285	0.1245		歯科	182,302.4	0.1379
拾月分	13,434	一般	11,352	0.8450	929,452.9	一般	767,996.3	0.8262
		歯科	2,082	0.1597		歯科	161,456.6	0.1736
拾壱月分	~~16,500~~ 18.857	一般	16,500	0.8750	1,391,067.2	一般	1,199,864.7	0.8625
		歯科	2,357	0.1249		歯科	192,202.5	0.1382

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

国民健康保険の現況　愛媛縣保険課

一、保険者数　二三三

町村公営　六六　二八、三%

組合　一五七　六七、四%

代行法人　一〇　四、三%

未設立　二　（八幡浜市西條市）

二、運営別保険者数

事業運営中　八五　三六、五%

（町村公営　六二　組合二二　代行法人一）

一部休止中　六五　二七、五%

全面休止中　八三　三六、〇%

三、被保険者数

全保険者　一、一八六、七七〇人

事業運営中　（八三五）五、九一三人

Collection 75-80%

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

四一部員担割合別保険者数（八五）

五割　八　八割　六　九割　一

六割　一二　九割　一

七割　四六　平均（六九一割）

五受診率

五ヶ月実績（四月〜八月）四一五%

年間換算　九九六%

六事務取員数（八五保険者）

事務取員　九一人

兼務取員　八一人　計一七二人

七保健婦数（一五〇保険者）

有資格　一二七人

無資格　七三人　計二〇〇人

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

八 豫算額及其ノ内譯（昭和三十四年度 八五保険者）

	総額	一保険者当リ
豫算額	九六八〇七、六〇六 円	三、三一五、三八三 円
事務費	一六、七七五、七七八	一九七、三六二 円
保険給付費	一三八、八三〇、八三一	一、六三三、三三三
保健施設費	一三、四五〇、四二二	一五八、二四〇
保険料	六四、九四三、一九六	七六四、〇三七
一部負担金	八六、三〇〇、一四三	一、〇一五、二八五

	保険給付費を一〇〇%とした
	一四一、七六 %
	一三、〇八 %
	一〇〇、〇〇 %
	九、六九 %
	四六、七八 %
	六三、一六 %

九 直営診療施設数

合計	三八	三五	一〇八
病院	数	医師数	看護婦
三六	三五	七二	一七

ベット数
二六六

久才、大洲、下宇和
野村、立間、近永

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

(　　)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

No in Seamen's Insurance do not give Seamen hand book

船員保險事業狀況

4月 35

昭和24年12月31日現在] 9 months

Ship's - Jay Boat fishing

31 March '49 1101 —

I 適用狀況

1.	船舶所有者数	158
口	船舶数	329 ⟷
ハ	被保險者数	1,456 (男 1,414. 女 42)

50

100.

2 平均標準報酬月額 5,181円

322
164

3 保險給付狀況

3 イ 1. 一般給付費(家族給付を含む) 202,727,000円

口 失業保險金 696,966,400

計 899,693,400

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

〔註〕社會保險診療報酬支拂基金事務所分

833.100円.000 (但11月分) 1,137 cases

4 保險料收納狀況 (一月平均額) April '49 Dec. '49

徵收決定額	6.698.314円.700	744.257円.200
收納済額	5.762.154.200	640.293.500
收納未済額	936.160.500	
收納歩合	86.0%	

Nov - 68.9%

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

審查決定狀況

一、審查請求受理及決定件數

月份別	受理件數	決定件數	却下件數
一月	一	一	
二月	一	一	
三月	五	三	
四月	一	一	
五月	一	一	
六月	八	八	
七月	一	一	
八月	一	一	
九月	一	一	
一〇月			
一一月			
一二月			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

月	日	寡	査	決定	返分
一二	三	一	一	一	三
合計	一	七	七	七	七

二 寡査請求及決定内容

請求返分	寡査決定返分		
	申立はたゝない	決定の部改行自支給	申立て通りとする
傷病手当金	六	二	二
脱退手当金	一		
埋葬料	一		
遺族年金	一	一	
障害年金	一	一	
療養費	一	一	
計	一件	四件	二件

愛媛縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

管内健康保険組合状況

一 健康保険組合数 二 九

イ 主たる事務所 九

ロ 従たる事務所 二 〇

二 健康保険組合の名称

主たる事務所

（昭二四 一二月三一日現在）

組合名	業態	所在地	被保険者数	標準報酬 円	保険料率
別子鉱業健康保険組合	金属鉱	新居浜市 乙一ノ一	五七五七名	七九〇〇円	六五 (17)
日新化学工業	化学工	仝 乙三一	八〇〇七	七八九六	七一 (17)
四国配電	電気事業	松山市南堀端町	五二一四	七九七二	六五 (10)
伊豫鉄道	軌道	仝 湊町五丁目	一二九七	七二〇七	五〇 (15)
四国機械	機械工	新居浜市 乙三一	三五三二	七八五三	七五 (17)
酒大	防衛	八幡浜市矢ノ町	一八七八	三七五〇	六〇 (22)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

愛媛縣市町村吏員

伊予合同銀行

住友共同電力

許

公務員	金融	登電
松山市一番町	〃	〃
〃 三番町	〃	〃
新居浜市金子乙	〃	〃
五三四四	五三七五	六〇(26)
七三二六	一一〇九〇	五〇(20)
六二三	八九六二	五八(45)
三二九七七	平均七三八一	平均六一五

從七十事務所

（昭二四一一月三十日現在）

組合名	業態	所在地	被保険者数	料率	備考
東洋紡績健康保険組合今治支部	紡績	今治市天保山	一四四六名	四四〇	24-20
〃 川之石支部	〃	西宇和郡川之石町	七三五	〃	
富士紡績〃 川之江支部	〃	宇摩郡川之江町	一一六二	五〇	30-20
〃 三島支部	〃	〃 三島町	五六五	〃	
〃 壬生川支部	〃	周桑郡壬生川町	七四二	〃	
敷島紡績〃 三瓶支部	〃	西宇和郡三瓶町	一〇〇	四四	22-22
倉敷紡績〃 北條支部	〃	温泉郡北條町	一五九〇	五〇	30-20

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

鐘渕紡績	八幡浜支部	〃	八幡浜市 五反田	二二三	五〇	30-20							
東洋レーヨン	愛媛支部	〃 スフ	伊予部 松前町	三六六一	四二	21-21							
郡是	宇和島支部	〃	宇和島市	八〇	五〇	30-20							
日本纖維工業	新居浜支部	〃	新居浜市 甲	二二五	六〇	40-20							
日本発送電	四国支部	発電	〃 泉川町	九六六	六五	41-24							
三越	松山支部	物販	松山市 一番町	九六	四五	30-15							
日本放送協会	四国支部	放送	〃 小栗町	一六九	四五	30-15							
食糧配給公團	愛媛支部	配給	〃 二番町	九六〇	四四	22-22							
連合国要員	愛媛支部	拡人	〃 一番町	四六	五〇	25-25							
四国配電	愛媛支部	配電車	〃 港町	(一一四二)	六五	55-10							
別子鉱業	端出場支部	金属鉱	新居浜市 角ノ町	(三二〇〇)	六五	48-17							
仝	四坂島支部	〃	越各郡 宮窪村	(八六二)	〃	〃							
日新化学工業	菊本支部	化工	新居浜市 新須賀	(一二〇〇)	六一	54-17							
十				一三六八八									

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

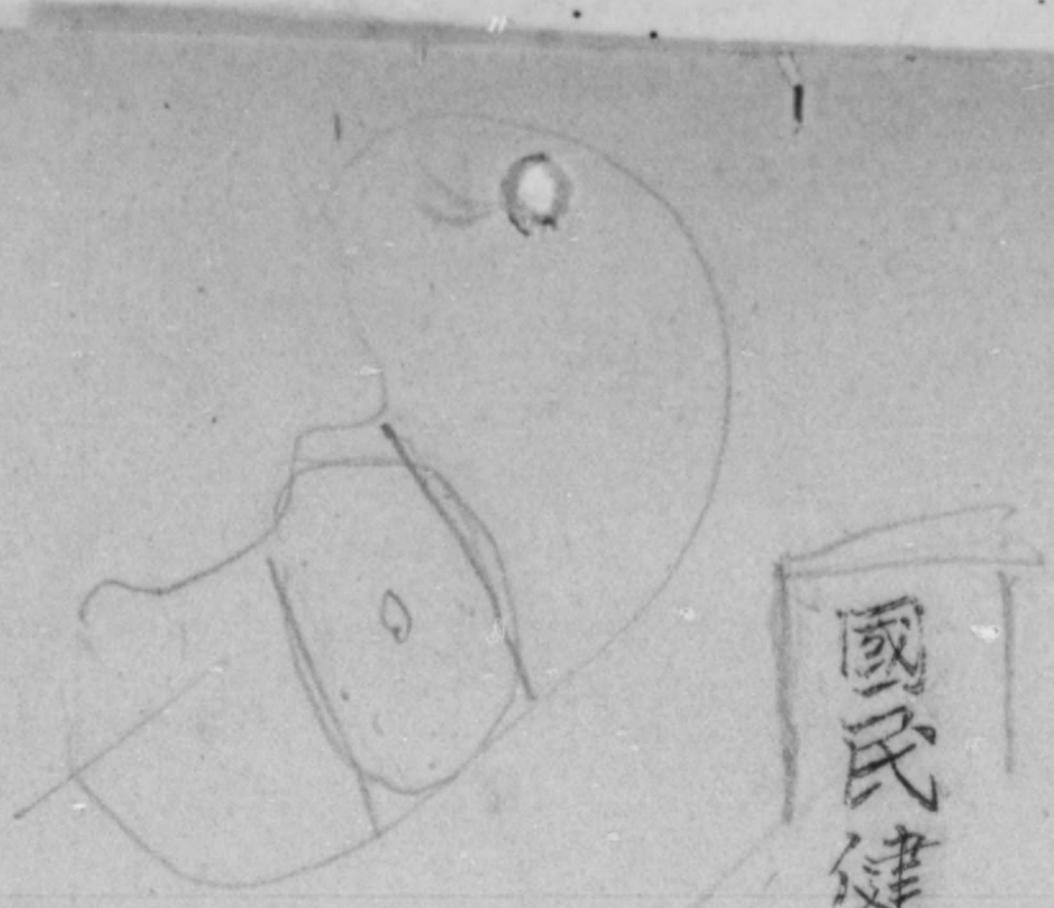

國民健康保險強調月間行事意見取纏表

愛媛縣民生部保險課

松山市堀之内愛媛縣民生部保險課内
愛媛縣國民健康保險團体連合會
電話六三三番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

國民健康保険再建振興月間行事予定

愛媛県民生部保険課

一、新聞広告

一、ラヂオ放送

一、ポスター配布

一、フィルム スライド広告

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、映画と講演

一、郡単位(不振)町村長指導講習

一、市部再開指導

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、月間総半 再建見込ある保険者に対する
個別指導

一、宣伝ビラ

一、壁新聞、公報

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

周桑地方事務所長

一、今郡の休止組合の原因を調査するに保険料徴收の困難等が原因するも医師の不協力が休止の最大の原因であるに鑑み本月間中に町村長を招集再建指導等をする機会を利用し縣保険課、保険者、医師会の三者懇談会を実施し意見交換、並びに今後の問題につき協議する

二、郡内の成績優良なる保険者を選びより一層之が育成強化に努め郡内保険者の推進力たらしめる

越智地方事務所長

十一月を目しての國保再建強調月間行事については時局最も好期と萬腔の賛意を表する次第であります

最も國保再建の一大坐礁問題として挙げられますのは町村民の本事業に対する理解簿に起因するものと愚考致します

即ち先づ第一に國保の宣傳、教育、本事業にたづさはる指導者、町村係員の事業内容徹底その熱度によりもつて町村民

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

を動かしその協力理解を得べきと存じます。その意味におきまして本行事に加へてどうしても未設置町村の設置勧奨を考うべきと存じます

[illegible]は社会保障保険制度の前提として將来は社会保障の國民健康保険事業振興について実は左の諸点の改良も考うべきと存ずるものであります

一、社会保障制度確立による各種保険の統一單一化による國民健康保険の振興

二、國保の宣傳教育による町村民の理解協力による全町村民の適用加入

三、医師の任意的加入による全面的支援

四、一部負担金の徴收を最少限度に止むるか又はその廢止

五、診療報酬の支拂方法（点数制の刷新）

六、本事業に対する専任職員の設置

七、補助金の増額並び本事業再建に対する縣下統一的運動の徹

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

底積極化

西宇和地方事務所

國民健康保險の重要性については今更申上ぐるまでも御座いません、是非共これが再建を計らねばなりませぬが特に本郡は全面的に事業休止の状態で他郡に比し一段の努力を致さねばならないことを痛感致して居る次第で御座います

この際縣に於かれては全縣下に保險再建の積極的猛運動を展開して其の成果を挙げんことを期せられ其の計画につき、小職の意見をも求めて来られましたが万全の方策を樹立邁進されんとする矣敬服にたえません

計画実施について参考迄に左記の通り回報致します

記

一、現下の経済状況に於て保險料の過大なる徴收は望めないから一部負担金の半額実收による不足額(四、五割程度)の補助金の交付を必要とする

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、医師の積極的協力を要請すること
再建指導の場合でも事業開始（医療給付等）の場合でも医師の理解と協力は絶対的に必要であると思はれる
一従来医師の動向の如何で組合の消長に大きな影響を与へた、
三、市は部に先んじて再建しめる様配意すること　町村は市の動向に左右される場合が多いから先ず市の再建が出来れば町村の再建は安い
四、特に町村並に部落幹部級の指導が重要である　最後の成果を挙げるには末端迄親切に指導せなければ折角の努力も水泡に帰する

東宇和地方事務所長
一、具体的行事計画について
イ、新聞広告ラヂオ放送、ポスター配付、フイルムスライド広告等一般民衆に対する宣傳広告に出来る限り活発に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

旦連続して実施されたい。被保険者にして未だに趣旨の体得不充分なるものあり特に相互扶助の精神につき力説されたい。なお療養担当医の玄関内見易き場所にた記のむきの内容をもつポスターを掲示する様印刷作成の上全担当医に配布願いたい。

「診療を受ける方は必ず受診証を最初に御提示下さい。受診証は皆さんにとって大変有利に診療が受けられるためのものです。忘れた方は次回に必ずもって来て下さい。」

(2) 療養担当者に対し保険受診につき協力する様積極的対策を講ぜられたい。現状では未だに大部分の医師が患者に対し薬価その他かよを挙げて国保診療を行っていることも国保の逆宣伝を行っているという現状である。

(3) 町村長に対する再建指導等は是非強力に実施願いたい。本郡は国保事業優秀地区であるが事業に対し積極的な

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

歯科医師会長　平島伍朗

國民健康保険再建振興運動を展開されるに当りまして実施の具体的案に関し御照会を承りましたが計画案による不振郡内を特に強調してゐる事は最も当を得たるものと存じます

なお相互扶助の精神を徹底させ文化人である以上疾病に対する備へを整へ後顧の憂なく國家再建に資する何宜傳(映画と講演)をされん事を望みます

連合會國保指導員　中須賀勝人

國保事業の再建も要は趣旨普及につきると思はれるがその方法として今回の計画は洵に賛意を表はす者であります

一部私見を有する所は計画の内容は一方的の計画であり医師との連絡事項の計画なきを憂慮します

國保事業は健康保険とは内容対象に於ても趣を異にするので第一線町村側の運営上には医師の協力と連絡を必要とするので是非計画に加味せられん事を要望します

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、連絡会親睦会の開催
計画案中(六)郡軍位に町村長を招集することになってみるがその際医師会幹部級を共に招集しては？
二、医師の講演
計画案中(二)ラヂオ放送の項え適任者を選定して医師の放送を依頼しては？
國保事業、再建に対する愚見
一、趣旨普及
イ、実施＝被保険者の保険事業に対する徹底的教養
ロ、方法＝書面圖画等その他に町村単位に公聴会講演会、座談会を実施せしめる
二、医師(保険医)との連絡強化
イ、実施＝保険医の教養と反省を促す
ロ、方法＝連絡、親睦会の開催
ハ、意見＝経済状態の変動に遭遇しての医師收益

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

を考究せしめ保険事業に対する理解を求め
医師の立場より被保険者に対する趣旨の普
及並被保険者の保険診療をなさしむ一方現
状に於て兎角医師間の大半は國民健康保険
法の不解乃至組合當時の慣習によるか法を法
と解せざる向あるやに存ぜらるゝを以て反省を促す

二、会合範囲 ＝ 医師、保険者、縣郡係官、縣郡医師会長
小、会合單位 ＝ 郡又は開催地隣接町村、

三、係職員に対する教養

前記一、二、項目を達するため縣、町村、に専任職員を設置し
他力を拂拭熱と努力を喚起し國保事業基礎強化に没
頭せしむ、月一回位縣下を区分し専任職員の社会情勢
より見る國保事業の中央縣に於ける推移状況、事業
運営対策等につき講習を実施し喚起の促進を図る
其の他直接被保険者に接し趣旨の普及を計り協力せしむ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

るには現状の要求より縣國の國保事業に対する運営並改
組等その方針或は推移情報を特に必要と思慮せらるゝを以て
之が蒐々と町村之の指導に格段の努力を要望する
連合会國保指導委員 宇都宮利雄 田坂謙融
今回御通知になった首題計画案は其のつづれも誠に結構な計
画にて現在事業継続中の各町村も相當の滞納にて事業継
續に困難を致し居ると聞及びます. 此秋に當り國保再建振興
月間を定め一般に啓蒙運動を展開し再建指導せられる事
は當を得たる計画となんじますが特に當郡は久万、川瀬、父二峰の
一町二ケ村のみ事業を継續致し居るのみにて他は全部休止の状
態につき再建指導の必要を痛感致し居ります. 幸い當町長
が當郡の町村長会長を致し居ります関係もあり時期を見て
部長又は保険課長殿の御出張を御願いし町村長会を開催
し共に御指導を賜り事業再開並に啓蒙運動に挺身致したい
覚悟で御座います

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いづれ時期に付ては改めて御相談申上度いと思いますが特に縣下指導員を招集し指導方針を明示されん事を切望致しますが當出来ればお開始前に一度縣下と共に當郡は第五の映画と講演を郡内一、二、ケ村でなく各村ごとに行われる様切望します

連合會國保指導委員　清家逸夫

國民健康保險再建振興月間計画案の九項目は何れも重要なことゝ思ひますが今一つ町村第一線に居るものとして一、二を加へて見たいと思ひます、

一、税務署は保險者の報告する國民健康保險診療報酬額を全面的に確認自由診療報酬とを数字的に区別して課税する様縣の責任で是非共達成する様努力すること

註、卯之町税務所は保險者側又は医師会側に得心の行く様な数字を明記して双方得心の行く課税であるにも不抱宇和島税務署の如きは数字を公開せず國保診療の課税率は勿論自由診療の課税も合算して課税する故納得の行かな

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いままの納税せなければならない尚保険者側から一[illegible]
をして居るにも不抱其の報告した数字に歩増しをして居ると聞
これが事実とすれば言語道断である
今後は國保診療と自由診療の数字を明記し課税率[illegible]
保診療の分は縣で適正率を決定し医師会側強力な協力を
得られる様努力すること

二、各地方事務所毎専任の縣職員を設置する事

註 平和日本の第一義であるべきこと建設日本を作るべきこと[illegible]時
縣では縣職員僅かに三、四名のみで國保事務を処理し地方事
務所には兼職のものでしかも民生事務全部を担任して居
関係上月に一度か(北宇和地方事務所の如きは三ヶ月に一度位)二ヶ月
に一度位しか國保事務を取扱わない、実状で中には國保の如何なる
ものであるかさへ知らない職員が地方事務所の民生係にあるのでは
ないか、かくては國保が衰微の一途をたどる外ない故に専任の縣職
員を地方事務所に設置し常に町村長や係職員の啓蒙に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

当り連合会の指導員と常に町村民に國保の重大性を認識す様努力せねばならない

三、十一月の再建振興月間中に縣下大会を開催し保険者並に係員の一堂参会を求め國保再建の勢衰の昂揚に努めること

保険者　豊岡村

國民健康保険再建振興に関して来る十一月を強調月間として色々と実施計画を樹てられて居られる事は最も有効適切なる事と期待する次第であります就きましては之に関しての意見を具申せよとの御照会に対し左記の通り愚見を開陳致して御参考に供します

記

一、先に國民健康保険は全般的に運営されて居りましたが終戦後未曾有の「インフレ」状態と國民道義の禿癖と医師の非協力等に基因し逐次被保険者の離反と保険者側の経営難を招来して休止の止むなきに至った事は御承知の通りであります

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

処が昨年國会に於きまして司法の再建強化を議決されました
ので其の法の精神から言へば御自身を擁護される共済施設
で社会保障と言ふ見地からより國民擧つて参加し悦んで協力する事
は当然でありますが
之を再建運営させる事は中々困難であり一苦労がありるかで
あります。是は何によるかと一般の理解が乏しい為一時非協力で
あった医師の態度は大分好轉しつゝあるも猶先入意識が一般
民に残って居る結果に基くもので是に理解を与へるには宣傳啓
蒙も必要ではありますが要するに日本人の国性として政治の基
礎たる民主的と言ふ建前も一朝一夕に眞の正道の民主的な
りきる事は六ヶ敷いからであります なぜならば民主主義即ち自
由主義は自分勝手気儘なる言動をして良い者と誤解み
て義務と言ふ裏付けを忘れて権利のみを主張せんとする
性格だからであります、過渡期に於ける処の道としては法と云ふ
後ろによって民教心の昂揚を計る必要があると痛感いたします

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 715013

本村の再建運営に当って

一、保険料の納付は良好でない　被保険者の言ひ分は

イ、保険医は信じられないから吾々は若し病気に罹っても診療券は使はないから保険料はかけられぬ

ロ、隣接又は他町村に何処にもやって居らぬので此村丈けやるへは物ずきであるとか

ハ、近頃税金も相当重税で苦んで居るへにこんな者は余計なもへであるとか

以上人様な申し分があるが逐次説得しつゝあるも物議数案にやるとは一本参る次第であります

そこで小職として希望する事は

一、全町村直ちに再建発足せしめられて

（法人強化になり非是やらねばならぬと言う建前から）

二、医師全面的協力

（大体良好に向ひつゝあるも積極的医師へ方より診療券を出せ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

と言ふ如く働きかける位は協力方を要望す）

一 適当な所に映画と講演を希望す

村町

御趣旨誠に結構と存じます 必ず其の成果を御期待申上げます 他に名案もありませんが何れの町村も極少数の根強い異分子の為め社会事業に対し反対又は不協力宣傳の動機となりこれがため次第に波及するは見逃せない事実であり影響大なるを痛感する次第であります 是等の分子に対し直接二三の戸別的に県官又は民事部に於て御税得下さる事が出来ればもつとも効果的があり且つ悪影響も自然解消し道管の円滑可能なる事と存じます

石仰高配の程切望申上げる次第であります

なを映画ポスター 宣傳ビラの件 希望します

下宇和村

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、國保運營審議會ハ設置
郡單位ニ町村長ト保員ヲ一緒ニ集め國保角建ハ懇談会ヲ
開き運營上ハ盛路ヲ詰リ合ひ代表者ヲ選定の上縣單位ニ之ニ凡ヲ
行ひ真剣ニ詰リ合ふ様会ヲ設けられては如何でやう。
二、不振町村ハ代表的なもハヲ二、三ヶ町村選定の上該町村長ハ意向ヲ
充分質し（公聽会等ヲ開き）當事者の不熱意なり来ているか
制度ハ悪かったかヲ判明之ヲ善処する様にしては如何でやう。
三、不振町村個別再建指導
二ハ問題ヲ調査ハ上之ヲ指定町村とし積極的に指導されて
は如何でやう。
四、医療用品斡旋様関設置
國体連合会に於て保員ヲ置き医療用品器具薬品等ヲ
信用ある専門店と特約され実質ヲ以って各診療所に斡旋さ
される様関ヲ作られては如何でやう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

五 標語ポスター論文等の懸賞募集
常時県民の認識を深めるため之を募集し更に小学校児童
中学校生徒をして一般に認識される様されては如何でやう

民津村
今般首題国保の再建振興に関して具体的計画案を拝
見して当村も案に基きまして振興に関する計画を樹つゝ居り
ます。猶尤の諸点に就きましては私案であります、参考へ
取告します
放送

二 新聞社主催による各階層の座談会
三 保険者と療養担当者の懇談会
（郡単位程度或は県下を代表者としてか）
四 社会保障法の講演会

長講演以外に保険者と療養担当者との計論会
或は部課長対被保険者保険者
計論会を計画されたい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

中央より權威者を招待して各地に講演会を実施されたい

辺町長

第一 貴案に対する意見

1. 期間について十一月は不適当と思ひます 理由は農繁期だからです

2. 新聞広告 ラヂオ放送 方法としてはまづ考へられますがひよつとすると主催者側が期待するほど読み又は聴いてくれぬかもしれません田舎では農繁の多忙と疲労などのためそれが特にひどいかと思はれます

3. ポスター配布（各町村一枚宛）よいと思ひます

4. フイルムスライド広告 よいと思ひます

5. 映画と講演よいと思ひますが映画の選擇に考慮を要し又講師はなるべく国保の權威者がよいと思ひます

6. 郡単位に町村長を招集再建指導等よいと思ひます

7. 不振町村個別指導よいと思ひます

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

宜傳ビラ配付よいと思ひます（出来たらつりガナをつけて下さい）

二 當郡に於ける国保再建に関する情報又は意見

八 各町村とも一日も早く国保再建をする方針で大に努力しつゝあります

又 最近金結りの耿勢になるにつれて被保険者側は国庫利用を希望してゐる徴候があります

ふ 南宇和郡は医師との協定の出来てゐるのは県立南宇和病院だけであります

4 医者は一点十円なら協定し得る見込につきこれで協定してはどうかと思ってゐます

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

EHIME

RECORD OF INTERVIEW

1. Time & Date: About 1000 hrs to 1220 hrs, 18 January 1950

2. Visitors: Mr. Setsu, Mayor of Uwa-cho, Higashiuwa-gun, Ehime-ken.
Mr. Miyazaki, Chairman of Town Assembly, Uwa-cho, " .

3. Interviewed: Miss Randolph

4. Interpreted: Mr. Kaneko (the 1st part)
Mr. Fujioka (rest of the parts)

5. Subject: Establishing a hospital in Uwa-cho as a National Health Insurance program managed jointly by Uwa-cho and two neighboring villages.

I. Summary of visitors' story: Two years ago, Uwa-cho was inspected by a representative of Ehime M.G. Team on the National Health Insurance program. At the inspection, I, the Mayor of Uwa-cho was suggested to build a NHI hospital for the benefit of people who live there, for no hospital was this area. As it had been wished by the people to have a hospital in their town, and nav and having no hospital had been causing a great difficulty to operate NHI program fully, I took advantage of the suggestion and started planning of a NHI hospital construction. Afterwards, two neighboring villages agreed the idea and participated in the program. The plan and progress of the hospital construction are as follows:

a. The cost of construction: ¥10,500,000 (This will be spent within this fiscal year. Total amount of construction cost estimated ¥20,000,000).

b. The way to collect the funds: ¥2,500,000 (National subsidy)
5,000,000 (Loan from Ministry of Finance for the period of 10 yrs).
3,000,000 (This will be contributed by people who live in Uwa-cho & two villages).

c. Place where the hospital be built: In Uwa-cho.

d. Responsible body for the management: NHI Union consisting of Uwa-cho & two neighboring villages.

e. Progress:

1. We received National subsidy ¥1,500,000 out of ¥2,500,000 already and rest of ¥1,000,000 will be given when we actually started the construction.

2. The site on which the hospital be constructed has been purchased.

3. 31 March 1950 is the deadline for the National subsidy. This means when the hospital construction did not start within this fiscal year the subsidy is to be returned to Ministry of Welfare.